

# 学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等） 出前教室の企画及び実施事業委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

豊中市消費者教育推進計画の重点取組みである若者世代への消費者教育を推進するため、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止等を目的として、学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室（以下「出前教室」という。）の実施に当たり、提案公募型委託制度により出前教室の企画及び実施事業内容の提案者を募集し、受託者を選定するものです。

## 2. 業務概要

### (1) 業務の名称

学校向け消費者教育出前教室の企画及び実施業務委託

### (2) 業務の内容

消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止等に役立てるため、市民公益活動団体及び事業者の特性や専門性、活動経験等を活かして、出前教室を企画し実施します。業務の詳細は別紙のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

### (4) 提案上限額

#### ① 予算額

出前教室の年間実施予定回数45回分（内複数クラス対象10回）の費用（小学生）

出前教室の年間実施予定回数30回分（内複数クラス対象5回）の費用（中学生（高校生））

#### ② 受託者が負担する費用

打合せにかかる交通費・資料代等、講師謝礼金、配布資料の用紙・印刷費用など

#### ③ 支払方法

口座振替（支払金額及び支払時期は受託者と市が協議して定める。）

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 過去1年以上継続して消費者問題に関する市民公益活動を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びそ

の開始が決定されていないこと。

- (6) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (7) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- (9) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (10) 募集説明会に参加した者であること。

#### 4. スケジュール

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 実施要領等の公表         | 令和4年(2022年)4月1日(金)   |
| (2) 募集説明会            | 令和4年(2022年)4月11日(月)15時～(予定)  |
| (3) 質問事項の締切          | 令和4年(2022年)4月13日(水)17時15分必着<br>※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲示し、個別に行いません。 |
| (4) 質問事項への回答         | 令和4年(2022年)4月15日(金)  |
| (5) 応募書類提出期限         | 令和4年(2022年)4月20日(水)15時00分必着  |
| (6) 審査委員会(書類審査)      | 令和4年(2022年)4月22日(金)までに実施   |
| (7) 審査委員会(プレゼンテーション) | 令和4年(2022年)4月25日(月)15時～(予定)<br>※当日の時間、場所等は第一次審査終了後、その合否とともに通知します。    |
| (8) 結果通知予定日          | 令和4年(2022年)4月26日(火)(予定)  |
| (9) 委託契約締結・結果公表      | 令和4年(2022年)4月下旬～5月上旬   |

#### 5. 参加表明手続

- (1) 申込期間  
令和4年(2022年)4月1日(金)9時から令和4年(2022年)4月8日(金)17時まで
- (2) 申込方法  
電話での申込みに限ります。  
(申込電話番号) 消費生活係 06-6858-5073
- (3) 募集説明会実施日時  
令和4年(2022年)4月11日(月)15時から(予定)
- (4) 募集説明会実施場所  
豊中市立生活情報センターくらしかん 3階 会議室  
(豊中市北桜塚2-2-1)

## 6. 応募書類

### (1) 応募書（様式第1号）及び添付書類（下記①～⑤）

- ① 令和4年度に実施予定の全事業の予算書
- ② 前年度事業報告書、収支決算書
- ③ 定款又は会則等
- ④ 役員名簿（名前、住所、当該団体における役職名、経歴や関わる活動が分かるもの）
- ⑤ 団体等の活動内容が分かるもの（会報、新聞切抜、活動の様子の写真等）

### (2) 企画書（様式第2号）

### (3) 見積書（様式第3号）

### (4) 提出部数

各正本1部、副本5部電子記録媒体（CD-R または DVD-R に提出様式のデータを全て入力したもの）1部を提出のこと。

## 7. 応募方法

### ① 応募書類一式をご提出（郵送又は持参）ください。

（応募書等の書類は、募集説明会で配付します。）

なお、応募書類作成にかかる費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

### ② 提出期限：令和4年（2022年）4月20日（水）15時必着

### ③ 提出先：豊中市立生活情報センターくらしかん

（市民協働部くらし支援課）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1

電話：06-6858-5073

ファクス：06-6858-5095

電子メール：[kurashi@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kurashi@city.toyonaka.osaka.jp)

## 8. 質疑応答

(1) 質問等の方法：質問等は、書面によるものとし電子メールで受付けます。

(2) 質問等への回答：回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。

(3) 質問等の期限：令和4年（2022年）4月13日（水）17時15分まで

※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・書類審査においてヒアリング又は追加書類の提出を拒否したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき

- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

## 10. 選定方法

### (1) 審査概要

本市職員等で構成される審査会を設置し、書類及びプレゼンテーション審査を行う。

4者以上の応募があった場合には、書類審査を1次審査として実施し、得点順の上位3者でプレゼンテーション審査を実施する。応募者が2者または3者の場合には書類審査は行わず、プレゼンテーション審査のみ実施する。

### (2) 公開プレゼンテーション

- ① 実施日 : 令和4年(2022年)4月25日(月)15時～(予定)  
豊中市立生活情報センターくらしかん3階 会議室
- ② 内容 : 提案内容を15分以内で説明した後、出前教室の企画・実施事業提案内容審査会(以下「審査会」という。)委員による質疑応答を約5分程度実施します。

### (3) 審査方法等

審査会において、応募書類と公開プレゼンテーションの内容から総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

- ① 審査基準については、本実施要領の6ページをご確認ください。
- ② 市は、審査会の意見を参考に業務委託契約の交渉の相手方(以下「受託候補者」という。)を選定します。
- ③ 講座の内容が市で想定する内容でない場合は、市が推薦をしない場合があります。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年(2022年)4月26日(火)までに、受託候補者に通知するとともに、豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、選定結果に関する情報を、豊中市ホームページにおいて公表します。

### (6) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者
- ④ 公募及び審査経過  
公募経過、応募団体、審査経過、選定委員会の構成
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他

## 1 1. 委託契約の締結等

### (1) 委託契約仕様書

委託契約の仕様書について、市と受託候補者が協議し委託業務内容を決定します。

### (2) 入札参加資格審査

受託候補者が「入札参加資格審査」の申込みをしていないときは、当該申込みをするものとしません。ただし、法人登記等ができない等の事由がある者を除きます。

### (3) 委託業務契約の締結

業務委託契約の締結は、令和4年（2022年）4月下旬～5月上旬を予定しています。

## 1 2. その他必要な事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- ③ 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④ 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- ⑤ 本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

## 1 1. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1（生活情報センターくらしかん内）

電話：06-6858-5073 FAX：06-6858-5095

Mail：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

学校向け消費者教育出前教室の企画及び実施業務委託 審査基準

| 審査項目  | 審査基準   | 配分<br>(点) |
|-------|--|-----------|
| 実効性   | 学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）について効果的な計画・方法か。                   | 4         |
|       | 消費者問題の状況を把握しているか。  | 3         |
| 実現可能性 | 提案事業を確実に遂行できる組織体制があるか。<br>応募団体にとって実行可能な方法、計画、予算で立案されているか。  | 4         |
|       | 提案事業に即したノウハウ・ネットワークを持っているか。<br>市内もしくは近隣市等で出前教室の実績があるか      | 3         |
| 期待性   | 小・中学生（高校生）が消費者問題について関心をもち、トラブルにあわないよう自立した消費者につながる効果が見込めるか。 | 3         |
| 公開性   | 応募団体の組織運営や事業の公開・透明性が高いか。                                   | 3         |
| 計     |  | 20        |

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。